【勤務条件に関する措置の要求に係る判定結果の公表】

平成 27 年 (措) 第 1 号事案について、当委員会は、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則 (平成 19 年公平委規則第 4 号) 第 7 条の規定に基づき、次のとおり判定いたしましたので、お知らせいたします。

件名	平成 27 年(措)第 1 号
措置要求者	日田玖珠広域消防組合職員 91 名
措置要求事項	(1) 週休日の割振りについて 平成 27 年 10 月 1 日から新しく作成された勤務表では、日田玖珠広域消防組合例 規集にある条例・規則どおりの 4 週 8 休が取れない。
	(2) 勤務時間の割振りについて 1週間当たり 38 時間 45 分という勤務時間も守られておらず、超過勤務が発生している。
経過報告	平成28年1月8日 措置要求書の受付 平成28年2月26日 第1回 公平委員会(措置要求書の受理決定) 平成28年3月9日 第2回 公平委員会(第1回 陳述聴取) 平成28年3月17日 第3回 公平委員会(第2回 陳述聴取・斡旋(案)の提示) 平成28年3月24日 第4回 公平委員会(第3回 陳述聴取) 平成28年4月28日 第5回 公平委員会(審理に基づく判定の協議) 平成28年7月25日 第6回 公平委員会(審理に基づく判定の協議) 平成28年8月1日 第7回 公平委員会(審理に基づく判定の決定)
判定の結果	要求事項の(1)については棄却し、要求事項の(2)については理由があるものとして認容する。
当委員会の意見	本件は、本来であれば消防組織法第17条第1項の規定に基づき組織される日田玖 珠広域消防組合消防本部消防職員委員会の場において解決すべき問題であると考え ることから、今後、消防職員委員会の場において適切に対応し、解決に努めること を望むものである。
問合せ先	日田市、日田玖珠広域消防組合公平委員会事務局 (電話) 0973-22-8201